第３４回かかみがはらシティマラソン２０２７売店設置要項

１　目的

この要項は、各務原市で開催される第３４回かかみがはらシティマラソン２０２７（以下「大会」という。）に参加する参加者、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の便宜を図り、併せて郷土物産を紹介する売店を競技会場に設置するため、必要な事項を定める。

２　設置場所

売店は、川崎重工ホッケースタジアム（岐阜県グリーンスタジアム）に設置する。

３　設置期間

売店の設置期間は、原則として令和９年３月７日（日）限りとする。かかみがはらシティマラソン実行委員会（以下実行委員会）は、必要に応じてこれを変更することができる。

４　開設時間

売店の開設時間は、原則として午前８時から大会終了約６０分後（午後１時２０分）までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

５　出店数・出店位置及び規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し､出店規模は 1 店舗あたり約 20 ㎡(間口５．４ｍ×奥行３．６ｍ）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて出店数、出店位置および出店規模を変更できるものとする。

６　経費の負担

（１）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

（２）出店者は、実行委員会が定める額を出店料として負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りではない。

（３）出店料は別表１のとおりとする。

（４）既に納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（５）大会が中止となった場合の損害は保証しない。

７　販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げる範囲のものとする。

（１）シティマラソン関連グッズ

（２）スポーツ用品

（３）観光土産品

（４）食品

（５）写真材料

（６）宅配サービス

（７）その他　実行委員会が必要と認めたもの

８　売店運営に必要な設置等の基準

売店の運営に必要な設置等の基準は、次のとおりとする。

（１）食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵施設があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
（２）商品が見やすいように、売店の規模に応じて陳列設備を設けること。
（３）その他関係法令等に適合していること。

９　出店者の選定基準

出店を申請できる者は、次の条件を満たすこととする。
（１）原則として、申請時に１年以上営業を継続しており、信頼がおけること。
（２）法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
（３）過去１年間、関係法令への違反による処分を受けていないこと。
（４）出店申請者数が、当該会場の売店設置数を上回るときは、各務原市内業者及び売店等の取扱品目にかかる業種別協議会・連合会・協同組合等を優先するほか、過去の営業実績等を考慮して選定を行う。
（５）出店許可を得ようとする者が次の各号に該当しないこと。
①　反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ）である場合。
②　反社会的勢力を従業員として使用すると認められる場合。
③　反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められた場合。
④　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合。
（６）その他実行委員会が特に認めたもの。

１０　出店申請

出店希望者は、令和８年１１月１日から令和８年１１月３０日までに、売店出店申請書（様式第１号）に関係書類（様式第２号から第３号）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

１１　出店者の選定及び出店許可証の交付

実行委員会は、本要項に基づいて出店希望者の選定を行い、適当であると認めた者に、売店出店許可証（様式第４号）を交付する。

１２　保健所への届出

食品を販売する売店の出店許可を受けた出店者は、保健所に必要な営業許可申請を行うものとする。

１３　出店者の管理責任

売店等における販売商品・陳列設備等の管理は出店者の責任とし、火災・盗難・その他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

１４　禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）出店の権利を第三者に譲渡、転貸し又は売店等の管理運営を委託すること。
（２）商品を不当な価格で販売すること。

（３）呼び込み販売及び指定された場所以外での立ち売りをすること。
（４）アルコール飲料及び危険物を販売すること（ただし、実行委員会が観光土産品と認めたものはこの限りではない)。
（５）出店申請して許可された品目以外の商品を販売すること。
（６）拡声器及び音響器具類を使用すること。
（７）実行委員会が予め認めた場所以外で火気を使用すること（実行委員会が必要と認めた場合、出店者側にて必ず業務用消火器を用意すること）。
（８）その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

１５　売店監督員

（１）実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため売店監督員を置くものとする。
（２）売店監督員は現地の巡回を行い、売店の管理運営について監督し、出店者に必要な指示を伝えるものとする。

１６　売店責任者

（１）出店者は、売店業務を行う従業員の中から売店責任者を定め、設置期間中常駐させるものとする。
（２）売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
（３）売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
（４）食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

１７　遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）実行委員会から交付された売店出店許可証は、出店期間中、店頭の見やすいところに掲示すること。
（２）服装は、清潔なものを着用すること。
（３）接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧な対応を心がけること。
（４）販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさぬよう、実行委員会の指示に従い、必ず定められた時間内に行うこと。搬入に車両を使用する場合、当日午前６時よりスタジアム敷地内への搬入車両の入場が可能である。午前７時２０分までに搬入車両を退去し、その後の大会の閉会までは車両の入場は認めない。また、搬出車両の入場は午後１時２０分を目途とすること。
（５）販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を実行委員会が指示する位置に掲げること。なお、搬入搬出に使用する車両を駐車する出店者用駐車場については、１ブースにつき１台まで駐車可能とし、参加者用の駐車場には駐車しないこと。
（７）キッチンカーでの出店については、午前７時２０分までに入場し、実行委員会指定の場所で出店を行い、退場は午後１時２０分を目途とすること。
（８）売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

（９）販売商品には、関係法令等の定めるところによる適正な表示を行い、販売価格を明示すること。

（１０）食品衛生関係法令に規定する管理運営基準を遵守すること。

（１１）販売店及びその周辺等の清掃は、各出店者が責任を持って行い、その日に排出したゴミは各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。

（１２）天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。

（１３）その他、施設管理者・実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

（１４）アレルギーに関する情報の提出を求められた場合、必要に応じてアレルギー成分の説明を行うこと。

１８　事故等の処理

売店において事件・事故等が発生したとき、または不審者・不審物を発見した場合、売店監督員又は売店責任者は、直ちに関係機関及び実行委員会へ連絡するとともにその指示に従い、適切な処理を行うものとする。

１９　許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。

（1）関係法令及びこの要項の規定に違反したとき。

（2）その他、実行委員会が出店を不適当と判断したとき。この場合において、出店者は実行委員会に対し損害賠償を請求することはできない。

２０　損害賠償

出店者（従業員を含む）が、会場内の施設、他の出店者又は第三者に対し、自らの行為に起因する損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

２１　原状回復

出店者は、大会終了後、速やかに出店に要した物品等を撤出し、原状に復した後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

２２　売店設置運営業務の委託

実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、この要項に定める売店設置運営業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

２３　個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

２４　その他

この要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示すものとする。

（別表１）出店料

協賛企業 市内・市外を問わず	協賛金　３０，０００円未満	協賛外企業と同様とする。
	協賛金　３０，０００円以上 ５０，０００円未満	２，５００円
	協賛金　５０，０００円以上	無料
協賛外企業（市内）		５，０００円
協賛外企業（市外）		１０，０００円

・各店舗の使用可能スペースは間口５．４ｍ×奥行３．６ｍ程度です。
・テント等の設備を要する場合、各自で準備をお願いします。（テントは大会前日から設営準備が可能ですが、夜間は足を折った状態にしてください）
・前日準備を含め、物品等の管理は各店舗で行ってください。
・水道、下水、電気設備はありません。
・売店設営に伴うガス工事業者などの立入はお断りしております。
・油類を使用する場合、地面に養生を敷き、コンクリート保護にご協力ください。
・販売したもののごみは各店舗で回収・処分してください。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

かかみがはらシティマラソン実行委員会

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

売　店　出　店　申　請　書

第３４回かかみがはらシティマラソン２０２７の出店会場内において、下記の売店を出店したいので、第３４回かかみがはらシティマラソン２０２７売店設置要項第１０項の規定に基づき申請します。

記

１　出 店 期 間　　令和９年３月７日（日）　　：　　～　　：

２　出 店 形 態　　・使用可能スペース【間口 5.4m×奥行 3.6m】
（希望する方に☑）　□貴店でテント設営して販売
＿＿＿＿＿＿＿＿　※間口×奥行サイズを記入
□移動販売車による販売
＿＿＿＿＿＿＿＿　※車両サイズを記入

３　露天営業許可書（該当する方に☑）　　□有　　□無
・ 臨時営業許可書が必要な方は早めに岐阜保健所へ申請してください。

４　添付書類　　出店概要書（様式第２号）
売店従業員名簿等予定表（様式第３号）
営業に関する許可書等の写し（要項第９項(２)の営業）

様式第２号

出　店　概　要　書

所　　在　　地	〒				
商号または名称					
代 表 者 氏 名					
連　　絡　　先	〔電話〕　　〔ＦＡＸ〕				
出　　店　　者					
業　　種					
主要取扱品目					
営業開始年月日	年　　月　　日			従業員数	人
営業に関して取得した許可等の種類		番号		取得年月日	
上記営業許可について過去１年間の処分歴の有無		有　・　無			
火　気　使　用	有　・　無　【使用内容】 ※火気を使用する場合は消火器設置が義務となります。				

販売品価格等一覧表（書ききれない場合は別紙でも可）

No.	商　　品　　名	販売見込数量	販売予定価格	備　考（製造責任者等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

様式第３号

売店従事者及び搬入搬出車両予定表

【商号または名称：　　】

１　従業員名簿

	氏名	住所	連絡先	勤務先
売店責任者				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				
従業員				

２　搬入搬出用車両予定表（駐車車両は１店舗１台まで）

車両の種類	車両ナンバー	備　考（該当に○を付す）
		搬入搬出車両（ 有 ・ 無 ） 駐車車両（ 有 ・ 無 ）
		搬入搬出車両（ 有 ・ 無 ） 駐車車両（ 有 ・ 無 ）
		搬入搬出車両（ 有 ・ 無 ） 駐車車両（ 有 ・ 無 ）
		搬入搬出車両（ 有 ・ 無 ） 駐車車両（ 有 ・ 無 ）

（注）搬入搬出のみで駐車不要の車は、「搬入搬出車両」＝有、「駐車車両」＝無となります。

車両の種類には、「２ﾄﾝトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

競技会場によっては駐車スペースが無く、遠方の駐車場所を指定する場合があります。

様式第４号

８マ実第　　号
令和　　年　　月　　日

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

かかみがはらシティマラソン実行委員会
実行委員長　浅野　健司

売　店　出　店　許　可　証

第３４回かかみがはらシティマラソン２０２７開催競技会場内における売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許　可　番　号	
商号または名称	
代 表 者 氏 名	
出店許可会場	川崎重工ホッケースタジアム（岐阜県グリーンスタジアム）
出店許可期間	令和　９年　３月　７日（日）　　：　　～　　：
出店許可品目	
使用許可設備	
駐車許可台数	台
遵　守　事　項	１　本許可証を売店内に掲示すること。 ２　売店設置運営に関しては、第３４回かかみがはらシティマラソン２０２７売店設置要項及び関係法令等を遵守すること。